

【主な変更点】

- 緊急事態宣言の対象区域への出張・移動について付記しました。「緊急事態宣言（自治体独自に発令するものを含む）又はまん延防止等重点措置の対象区域への不要不急の出張・移動は控えてください。」

【期間】

- 令和3年4月12日から令和3年5月16日

【教育活動】

- 原則、オンライン学習を実施します。

各学部長・研究科長の判断により、資格試験に必要な実験・実習・実技及び卒業研究、特別研究の面接授業、その他教育上必要な授業を面接授業により行うことを認めます。

【教職員の出勤形態】

- 職務命令権者（各キャンパス長、医学部附属病院長、各学部長等）の判断により、教職員に対して、在宅勤務を命ずることがあります。

【会議】

- 会議・打合せについては、テレビ会議等のオンライン開催により、ひとつの会議室等に密集することのないように注意してください。また、やむを得ず複数が同じ会議室等で会議・打合せを行うときはマスクを着用してください。
- 秘匿性の高い情報を扱う場合については、原則、対面会議としてください。

【行事等の実施・学内施設の外部への開放等】

- イベント（オープンキャンパス、就職ガイダンスなど）開催は状況に応じて判断してください。
- 式典（入学式など）開催は、状況に応じて判断してください。なお、令和3年度入学式は開催しません。
- 学内施設の外部への一般開放及び貸し出しは原則禁止とします。ただし、公的機関及び資格試験（英検など）を主催する団体への貸し出しは可とします。

【出張・移動（国内）】

- 緊急事態宣言（自治体独自に発令するものを含む）又はまん延防止等重点措置の対象区域への不要不急の出張・移動は控えてください。
感染が拡大している地域との往来を慎重にしてください。

【コロナ禍における注意喚起】

- (1) 3つの密を避ける行動を心がけてください。
- (2) 感染リスクの高い場所・施設には立ち入らないでください。
- (3) 接待を伴う飲食店やカラオケ、ライブハウス等に行くことは控えてください。
- (4) 懇親会、食事会等の会食（屋外も含む。）で多数が集まるもの(5人以上)若しくは4人以下の少数でも密になるもの又は人数に関係なく長時間になるものについては控えてください。
県内外問わず普段会っていない人との会食は決して行わないでください。
(席の配置は斜め向かいに／食事は静かに／マスクをつけて会話／換気のよい店を選ぶ／体調不良のときは参加しない)
- (5) 移動、買い物、娯楽・スポーツなどの日常生活においても「新しい生活様式の実践例」に倣った行動を心がけてください。
- (6) 公共交通機関を利用するときや人混みに入らなければならないとき、食事中に会話するときは必ずマスクを着用し、手指等の消毒に努めてください。
- (7) 各自の行動履歴を記録してください。
- (8) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)のインストール・活用をお願いします。

【各自の対応／連絡先・相談窓口】

- 自身の体調を管理(毎日体温を測る等)し、行動履歴を記録してください。
- 以下のいずれかに該当する場合は、主として勤務しているキャンパス等の連絡先に連絡してください。
 - ①PCR 検査を受けた者
 - ②濃厚接触者となった者(疑いがある場合も含む)
 - ③同居家族がコロナウイルス陽性となった者

【連絡先】

- 小白川キャンパス
(勤務時間中)小白川キャンパス事務部総務課総務担当 (電話)023-628-4744
(勤務時間外)保健管理センター (メール)nsroom@jm.kj.yamagata-u.ac.jp
- 飯田キャンパス 各自所属部署の上等等へ報告(飯田キャンパス・附属病院内の通知に基づき対応)
- 米沢キャンパス 学生・教職員コロナウイルス対策専用アドレス taisaku@yz.yamagata-u.ac.jp
- 鶴岡キャンパス 鶴岡キャンパス事務部総務課総務担当 (メール)nosyomu@jm.kj.yamagata-u.ac.jp
(電話)0235-28-2805
- 法人本部 総務部総務課法規・訟務担当 (メール)somkiki@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

【相談窓口】

- 山形大学保健管理センター (メール)nsroom@jm.kj.yamagata-u.ac.jp (電話)023-628-4154
- 山形県「受診相談コールセンター」(電話)0120-88-0006(フリーダイヤル)